

## 人事行政の運営等の状況について（平成22年度）

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の任免

##### イ 採用者

区 分	採用者数
行政職	6人
労務職	—
合 計	6人

##### ロ 退職者

区 分	退職者数
行政職	5人
労務職	2人
合 計	7人

(注) 採用者は平成22年4月1日に採用した職員数で、退職者は平成22年4月1日から平成23年3月31日までに退職した職員数です。

#### (2) 職員数

平成22年4月1日現在の任命権者の条例定数及び職員数は次のとおりです。

区 分	条例定数	職員数
町長の事務部局の職員	148人	123人
議会の事務部局の職員	4人	4人
教育委員会の事務部局の職員	46人	35人
農業委員会の事務部局の職員	3人	2人
水道事業の企業職員	9人	8人
合 計	210人	172人

(注) 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値です。

## 2. 職員給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 15,946	千円 5,492,917	千円 580,251	千円 1,204,147	% 21.9	% 21.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
22年度	人 149	千円 489,784	千円 120,571	千円 166,715	千円 778,070	千円 5,222

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

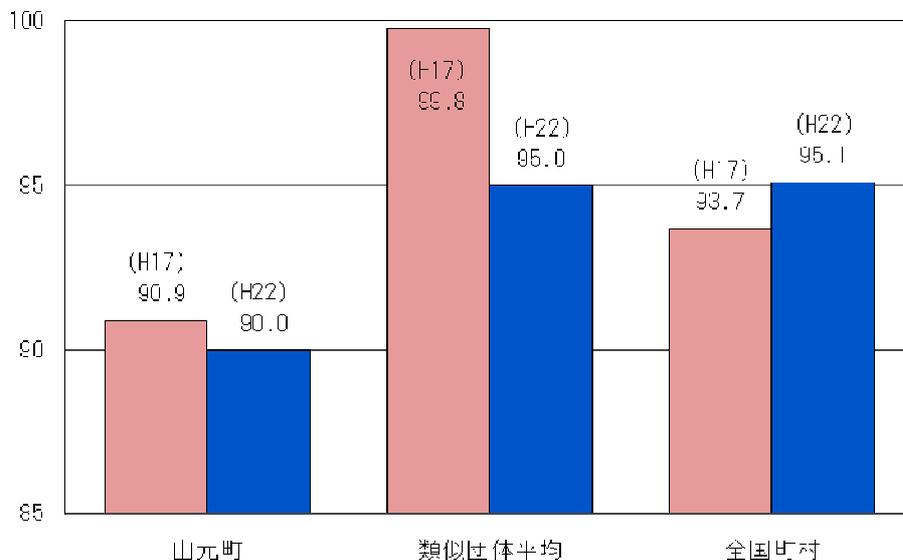
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

給料等の抑制措置（平成22年4月1日現在）

区 分	抑 制 内 容
町 長	給料の15%削減
副 町 長	給料の15%削減
教 育 長	給料の15%削減

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山元町	40.6 歳	280,500 円	312,290 円	297,803 円
宮城県	43.0 歳	335,298 円	406,033 円	371,676 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	322,708 円	365,618 円	345,483 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国)ベース	対応す る民間 の類似 職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
山元町	48.2 歳	27 人	243,784 円	254,272 円	248,384 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.5 歳	11 人	257,627 円	267,855 円	263,718 円	調理士	42.1 歳	253,100 円	1.06
うち用務員	43.7 歳	10 人	225,130 円	233,121 円	227,980 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.09
うちその他	51.6 歳	4 人	252,350 円	269,797 円	257,225 円	—	—	—	
県	49.7 歳	289 人	321,560 円	365,865 円	347,242 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円				
類似団体	49.8 歳	13 人	284,286 円	302,455 円	293,237 円				

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山元町	—	—	—
うち学校給食員	4,278,655 円	3,423,600 円	1.25
うち用務員	3,676,752 円	3,008,200 円	1.22
うちその他	4,273,220 円		

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(6) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		山元町	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,006 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	139,009 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	136,508 円	—
	中 学 卒	121,600 円	120,635 円	—

(注) 宮城県は、給料削減措置（△3.8%）後の額です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

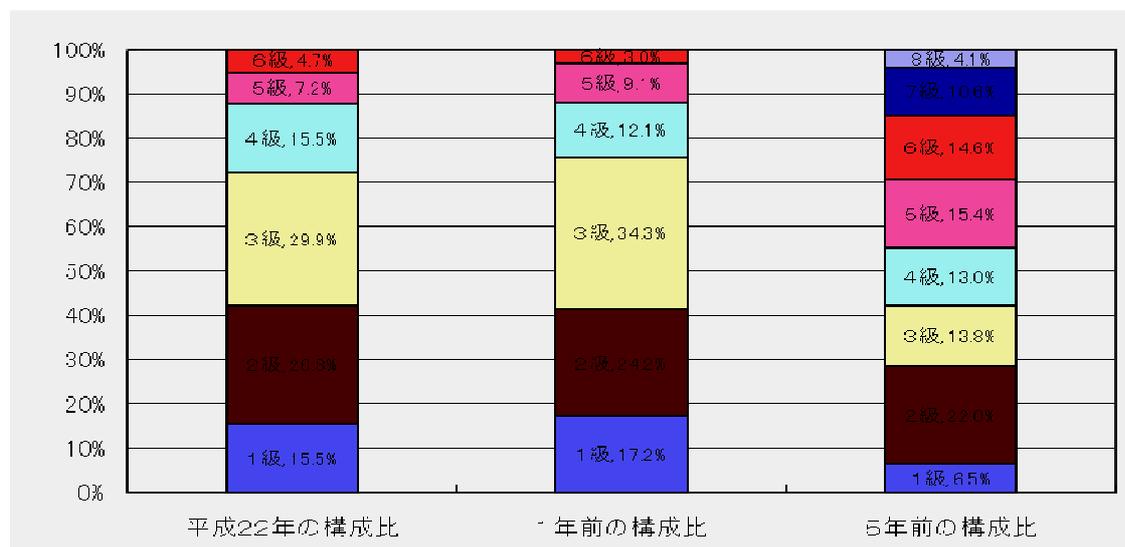
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	223,400 円	348,400 円	円 円
	高 校 卒	196,900 円	242,500 円	288,900 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	184,900 円 (11年)	193,900 円 (16年)	217,700 円 (23年)

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	15 人	15.5%
2 級	主事、技師	26 人	26.8%
3 級	班長、主幹、主査、技術主幹、技術主査	29 人	29.9%
4 級	班長、副参事	15 人	15.5%
5 級	課長、所長、局長、館長、参事	7 人	7.2%
6 級	総務課長、課長、所長、局長、館長、理事	5 人	5.1%

(注) 1 山元町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(10) 期末手当・勤勉手当

山元町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,112千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,691千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(11) 退職手当(22年4月1日現在)

山元町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	—千円	12,809千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(12) 地域手当(22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		312千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		155,988円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	18%	0人	18%
仙台市	6%	2人	6%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3%	0人	3%

(13) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		4 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		1 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		0.02 %	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	感染症等が発生した場合作業に従事する職員		日額 500 円
不快業務手当	行旅死病人取扱従事職員（死人）		1 件 2,000 円
不快業務手当	同	（病人）	1 件 500 円
用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員		日額 500 円

(14) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	26,174 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	177 千円
支給実績（21年度決算）	20,844 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	134 千円

（注） 選挙及び災害に係る手当は含みません。

(15) その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 ア) 1人目 配偶者がいる場合 6,500 円 配偶者がいない場合 11,000 円 イ) 2人目以降は、配偶者の有無に関らず1人につき6,500円加算 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		15,430 千円	211,363 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 イ) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+（家賃-23,000円）÷2で、27,000円を限度	同じ		6,815 千円	283,958 円

通勤手当	1. 交通機関等の利用者 定期券又は回数券の価額（最も経済的かつ合理的なもの）で、1箇月当たりの運賃等相当額は55,000円を限度に支給 2. 自動車等の使用者 使用距離（片道）により2,000円から24,500円	同じ		9,161 千円	62,750 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給される手当 職名により19,600円から38,300円	同じ		6,605 千円	388,535 円

(16) 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	町 長	715,700 円 (842,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	541,450 円 (637,000 円)	798,000 円/319,000 円	
報 酬	議 長	303,000 円 (310,000 円)	340,000 円/230,000 円	
	副 議 長	254,000 円 (260,000 円)	280,000 円/180,000 円	
	議 員	245,000 円 (250,000 円)	258,000 円/157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(22年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×44/100	17,783,040 円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×26/100	7,949,760 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

7.75 時間/日 (休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38.45 時間)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
1 週間当たり 38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～ 13 時 00 分

(注) 勤務場所によっては、これと違った勤務体制をとっている場合があります。

#### (2) 休暇

##### イ 年次有給休暇

職員には、原則として 1 年当たり 20 日の年次有給休暇が付与され、20 日を限度に翌年度に繰り越すことができます。

平成 22 年 1 人当たり平均取得日数	7.3 日
取得率 (総取得日数/総付与日数)	18.7%

(注) 全職員の平均です。

##### ロ 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため、療養する必要があるときは、療養のため休暇を取得することができます。

取得人数 (延べ人数)	42 人
-------------	------

(注) 平成 22 年度に連続 7 日以上 of 病気休暇を取得した職員数 (延べ人数) です。

##### ハ 特別休暇

結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

休暇の種類	休暇の内容	取得人数	取得日数
結婚休暇	結婚する場合 (7 日以内)	2 人	14 日
出産休暇	出産予定日前 6 週間、産後 8 週間	3 人	250 日
忌引き休暇	死亡者の区分に応じ 1 日～10 日	29 人	70 日
夏季休暇	7 月～9 月の期間内に 3 日	165 人	2.8 日

(注) 上記は特別休暇の主なものであり、取得人数は延べ人数で、夏季休暇の取得日数は平均日数としています。

### (3) 育児休業

育児休業制度は、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで職員が申出た期間取得することができます。なお、育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末勤勉手当については、勤務しない期間に応じて減額されます。

区 分	育児休業取得者数
男性職員	0人
女性職員	6人
合 計	6人

## 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

### イ 分限処分

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					

(注) 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

### ロ 懲戒処分

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		1人			
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2人	2人			
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					1人

## 5. 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められています。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

## 6. 職員の研修及び勤務評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況

研修区分		受講者数
一般研修 (階層別研修)	新規採用職員研修 (町村会主催含む)	6人
	一般職員研修Ⅰ (採用後3年～7年)	5人
	一般職員研修Ⅱ (採用後8年～12年)	7人
	監督者研修Ⅰ (新任主査)	5人
	監督者研修Ⅱ (主査昇任5年程度)	3人
	管理者研修Ⅰ (班長級の職員)	3人
	管理者研修Ⅱ (新任課長)	1人
	管理者研修Ⅲ (現任課長)	3人
専門研修	民法実務講座・交渉力向上講座等	41人
セミナー等	メンタルヘルス等	6人
長期研修	市町村アカデミー等	2人
内部研修	町及び亘理地方町会主催の各種研修	36人

### (2) 勤務成績の評定の状況

未実施であるが、分限・懲戒処分者については、勤務成績を確認し昇給時期を判断しています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況

項目	受診者数
定期健康診断	91人
人間ドック	80人
脳ドック	18人
婦人科検診	47人

(注) 検診結果に応じて事後指導を実施

### (2) 職員の利益の保護

区分	件数
職員の勤務条件に関する措置要求の状況	0件
職員に対する不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件